

報道関係者各位

令和8年4月24日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 高島 洋平

主任中央需給調整事業指導官 近藤 麻生子

副主任中央需給調整事業指導官 河村 智

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5335、5744)

(直通電話) 03(3502)5227

有料の職業紹介事業の許可を取り消しました

～職業安定法に規定する欠格事由に該当した事業主に対して実施～

厚生労働省は、令和8年4月24日付けで、株式会社ほていやに対し、有料の職業紹介事業の許可を取り消しました。詳細は以下のとおりです。

1 有料の職業紹介事業の許可の取消しを行った事業主

- (1) 名称 株式会社ほていや
- (2) 代表者職氏名 代表取締役 石原 義明
- (3) 所在地 京都府京都市下京区鶏鉾町474番地5
- (4) 許可に関する事項

有料の職業紹介事業	許可年月日	平成30年5月1日
	許可番号	27-ユ-302363

2 処分内容

職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の9第1項第1号の規定に基づき、令和8年4月24日をもって、有料の職業紹介事業の許可を取り消す。

3 処分理由

株式会社ほていやは、その役員が拘禁刑以上の刑に処せられ、令和6年7月4日にその刑が確定したことから、職業安定法第32条第11号に規定する欠格事由に該当し、許可の取消しが相当であると判断されたため。

※職業安定法の関係条文は、別添をご参照ください。

●職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（抄）

（有料職業紹介事業の許可）

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
2～6（略）

（許可の欠格事由）

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二～十（略）

十一 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

十二～十三（略）

（許可の取消し等）

第三十二条の九 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三十二条各号（第五号から第八号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

二～三（略）

2（略）